

新ごみ処理施設整備に向けた取組について

新ごみ処理施設整備・運営事業では、明石市PFI基本方針に従い、整備・運営事業者の選定に向けた取組を進めます。また、新ごみ処理施設の設置手続きである生活環境影響調査の結果を取りまとめましたので報告します。

1 第2回明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会

(1) 開催日

2024(令和6)年11月26日(火)

(2) 議題

①旧大久保清掃工場ほか解体工事

- ・事業者募集要項、要求水準書
- ・優先交渉権者選定基準

②新ごみ処理施設整備・運営事業

- ・実施方針、要求水準書
- ・優先交渉権者選定基準

※ 明石市情報公開条例第11条第2号又は第5号により、会議及び委員の氏名は非公開

2 実施方針等の公表について

本事業の事業者選定における公平性及び透明性をより一層確保するため、公告前の現段階において、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」第5条の規定により、本事業に関する実施方針を公表します。また、事業者の参画を促すため、実施方針を補完するものとして、併せて要求水準書(案)を公表します。

(1) 実施方針等

以下の内容について市ホームページに掲載します。

①実施方針

- ・整備概要、事業内容
- ・事業者の募集及び選定方法(スケジュール、参加資格要件等)など

※ 詳細は別紙1「実施方針」のとおり

②要求水準書(案)

(2) 意見・質問の受付

実施方針等の内容について、意見や質問を受け、必要に応じて、内容の見直しを行います。

3 生活環境影響調査について

(1) 調査の目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、新ごみ処理施設の稼働による周辺地域の生活環境への影響を調査・予測・分析し、その結果から、環境保全に配慮した新ごみ処理施設を整備するために実施しました。

(2) 調査結果の概要

新ごみ処理施設の建設予定地周辺の調査地点において、将来の環境影響を予測・分析した結果は以下のとおりです。

調査項目等		結果
大気質	煙突排ガスによる影響 (二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類等)	全ての地点において基準値(目標値)以下
	廃棄物の搬入車両による影響 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	
騒音、振動	施設の稼働による影響	
	廃棄物の搬入車両による影響	
悪臭	施設の稼働による影響	

※ 詳細は別紙2「生活環境影響調査結果書の概要」のとおり

(3) 調査結果の縦覧

市の条例[※]に基づき、以下のとおり、生活環境影響調査結果書の縦覧を実施します。

①縦覧期間 2025(令和7)年1月14日(火)から2月13日(木)まで(1か月間)
土曜日、日曜日を除く、午前9時00分～午後5時00分まで

②縦覧場所 明石クリーンセンター管理棟1階

③意見書の提出 生活環境の保全上の観点から意見がある人は、意見書の提出ができます。

※ 明石市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例

4 今後の予定

2025(令和7)年 4月 整備・運営事業の入札公告

7月 解体工事の着工

	2024(R6)年度	2025(R7)年度	2026(R8)年度	2027(R9)年度	～	2030(R12)年度
整備・運営事業	実施方針の公表	公告 事業者選定	新ごみ処理施設整備			竣工
解体工事	公告	事業者選定	旧大久保清掃工場等解体			

明石市
新ごみ処理施設整備・運営事業

実施方針

2024年（令和6年）12月

明 石 市

目次

第1章 事業内容に関する事項.....	1
1 事業名称	1
2 対象となる公共施設等の種類.....	1
3 公共施設等の管理者.....	1
4 事業目的	1
5 本施設の整備概要.....	1
6 処理対象物	1
7 事業内容	2
8 事業スケジュール（予定）	4
9 関係法令等の遵守.....	4
第2章 民間事業者の募集および選定に関する事項.....	5
1 事業者の募集および選定方法.....	5
2 事業者の募集および選定の手順.....	5
3 応募者の備えるべき参加資格要件.....	6
4 審査および選定に関する事項.....	8
第3章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	8
1 基本的考え方	8
2 予想されるリスクと責任分担.....	8
3 事業の実施状況のモニタリング.....	8
第4章 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項.....	9
1 計画地に関する事項.....	9
第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	9
1 係争事由に係る基本的な考え方.....	9
2 管轄裁判所	9
第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	10
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	10
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	10
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	10
4 その他	10
第7章 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項.....	11
1 法制上および税制上の措置に関する事項.....	11
2 その他の支援	11
第8章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	11
1 議会の議決	11
2 情報提供	11
3 応募に伴う費用負担.....	11
4 実施方針に関する問合せ先.....	11
様式第1号 実施方針に対する質問および意見書.....	12
様式第2号 要求水準書（案）に対する質問および意見書.....	13
別紙1 計画地案内図.....	14
別紙2 事業スキーム図.....	15
別紙3 予想されるリスクおよび本市と事業者のリスク分担表.....	16

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

本市	: 兵庫県明石市をいう。
本事業	: 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
本施設	: 本事業において整備する焼却施設、資源リサイクル施設、その他施設を総称していう。
焼却施設	: 本市から発生する燃やせるごみ、資源リサイクル施設からの残渣等を処理するとともに、処理に伴い発生するエネルギーを回収し発電等を行う施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金制度における「エネルギー回収型廃棄物処理施設」として整備を行うものである。
資源リサイクル施設	: 本市から発生する燃やせないごみ、粗大ごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類等を破碎・選別・圧縮・梱包・保管する施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
その他施設	: 持込ヤード、外構施設等（構内道路、駐車場、構内排水設備、植栽、門囲障等）を総称していう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法（民間の活力を活用した事業手法）をいう。
S P C	: 選定された応募者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された応募者の構成企業及びS P Cで構成される。
設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
応募者	: 本事業のプロポーザルに参加する企業もしくは企業グループをいう。
構成企業	: 応募者を構成する設計企業、建設企業及び運営企業の各企業をいう。
代表企業	: 応募者を代表する企業をいい、焼却施設を担当する建設企業とする。S P Cの最大出資者となる。
建設J V等	: 設計企業と建設企業が構成する共同企業体をいう。なお、これらを同一企業一者が担う場合はその単独企業をいう。
基本協定	: 本市と選定された応募者が、事業契約締結のために必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	: 事業者が本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
工事（設計・施工）請負契約	: 本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設J V等が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業における運営の実施のために、基本契約に基づき、本市とS P Cが締結する契約をいう。
事業契約	: 基本契約、工事（設計・施工）請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
設計及び施工の監理	: 事業者が実施する整備の実施状況についての本市が行う監視（モニタリング）をいう。（建築士法に定められる「工事監理」は含まないものとする。）
工事監理	: 本事業において事業者が作成する実施設計図書と工事とを

照合し、実施設計図書のとおりにより工事が実施されているかいないかを確認することをいい、建築士法で定められる「工事監理」をいう。本事業は DB0 方式により実施するものであるため、建築士法に定められる工事監理は事業者の所掌とする。

運営のモニタリング

: 事業者が実施する運営の実施状況についての本市が行う監視（モニタリング）をいう。

PFI 法

: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）。

廃掃法

: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）。

選定委員会

: 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会をいう。

第1章 事業内容に関する事項

1 事業名称

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

明石市長 丸谷 聡子

4 事業目的

本事業は、民間事業者のノウハウ、性能を十分引き出す運転技術、運営能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である本施設の効率的かつ効果的な整備及び運営を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図る。

また、地球環境に負荷の少ない循環型社会・低炭素社会の構築に向け、将来にわたり安全かつ安定したごみの適正処理と再生資源回収を行い、省エネルギーと再生エネルギーの有効活用により温室効果ガスの発生抑制を図ることを目的とする。

5 本施設の整備概要

建設予定地	兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地ほか（別紙1 参照）	
敷地面積	約 25.32ha（うち施設配置範囲は約 1.477ha）	
施設規模	焼却施設	① ストーカ式焼却炉 276t/24h 以下（2 炉または 3 炉）
	資源リサイクル施設	① 破碎系 25t/5h 以下 ② 資源系-缶・びん・ペットボトル 16t/5h 以下 ③ 資源系-プラスチック類 14t/5h 以下 （計 55t/5h 以下）
整備対象であるその他施設	持込ヤード、外構施設等（構内道路、駐車場、構内排水設備、植栽、門囲障等）	

6 処理対象物

(1) 焼却施設

- ア 燃やせるごみ（家庭系）
- イ 燃やせるごみ（事業系）
- ウ 燃やせるごみ（産業廃棄物）
- エ 可燃系一斉清掃ごみ
- オ 小動物の死体（ペット以外）
- カ 資源リサイクル施設からの可燃残渣
- キ 災害廃棄物

(2) 資源リサイクル施設

- ア 燃やせないごみ（家庭系）
- イ 燃やせないごみ（事業系）
- ウ 燃やせないごみ（産業廃棄物）
- エ 不燃系一斉清掃ごみ

- オ 粗大ごみ
- カ 缶・びん・ペットボトル
- キ プラスチック類
- ク 災害廃棄物

7 事業内容

(1) 事業方式

本事業は、P F I法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市が所有する本施設について設計・建設、運営を一括して受託するD B O方式とする。

(2) 契約の形態

- ア 本市と事業者は、選定された応募者の構成企業と基本協定を締結する。
- イ 基本協定に基づいて、本市は、応募者の構成企業及びS P Cと基本契約を締結する。
- ウ 基本契約に基づいて、本市は、設計企業と建設企業による建設J V等と本事業に係る工事（設計・施工）請負契約を締結する。
- エ 基本契約に基づいて、本市は、S P Cと運営委託契約を締結する。
- オ 基本契約、工事（設計・施工）請負契約、運営委託契約の3つの契約をまとめた事業契約の各々についての締結主体を「別紙2 事業スキーム図」に示す。

(3) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ア 整備期間：令和8年7月から令和13年3月までの4年9ヶ月間
※「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の事業期間は令和7年7月～令和9年12月（2年6ヶ月）を予定している。そのため、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場（洗車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事等の期間は、令和13年6月までとする場合がある。
- イ 運営期間：令和13年4月から令和33年3月までの20年間

(4) 事業期間終了時の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を本市の定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態を保って、本市に引継ぐものとする。

(5) 事業の対象となる業務範囲

- ア 事業者が行う業務
 - (ア) 事前調査等に関する業務
 - a 電波障害調査
 - b 近隣建築物調査（本事業の工事による近隣建築物の損壊有無を確認するための、工事前後における家屋調査）
 - c その他、施設の整備に必要な調査（補完的な測量や地質調査を含む）
 - (イ) 本施設の整備に関する業務
 - a 施設の実施設計
 - b 焼却施設のプラント機械設備工事
 - c 資源リサイクル施設のプラント機械設備工事
 - d 土木建築工事（建築工事・土木工事・建築機械設備工事）
 - e 電気設備工事（プラント・建築）
 - f 啓発設備工事（事業者の提案）
 - g その他の工事（試運転及び運転指導、警備設備、電力・用水・排水・雨水・電話等各種ユーティリティの引込に係る工事、既存施設（現クリーンセン

ター関連施設、最終処分場、収集事業課事務所等)との利用形態に応じて継続利用又は新たに整備する関連工事、その他必要な工事含む)

- h 既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場(洗車場を新設する場合のみ)の解体撤去工事(撤去後の外構整備含む)
- (ウ) 本施設の運営に関する業務
 - a 廃棄物受入管理業務(受付(システム含む)、計量、案内・指示、料金徴収等含む)
 - b 運転管理業務(搬入管理、場内運搬等含む)
 - c 維持管理業務(既存施設(管理棟(日常清掃・定期清掃、鼠・害虫駆除等含む)、共同溝(電灯・コンセント設備、排水設備等))、洗車棟、外灯、構内及び側溝等、正門等など)
 - d 環境管理業務
 - e 情報管理業務
 - f 発電電力管理業務
 - g 啓発業務(事業者の提案)
 - h その他関連業務(清掃、鼠・害虫駆除、植栽管理、防火管理・防災管理、警備・防犯、住民対応、大規模災害時等の対応等)
- (エ) その他の業務
 - a 建築士法に定められる工事監理
 - b 必要な関係官庁届出等(事業者が行うべきもの)
 - c 交付金申請など本市が行う関係官庁届出等の支援(経費負担も含む)
 - d 本市が行う近隣住民対応の支援
- イ 本市が行う業務
 - (ア) 事前調査等に関する業務
 - a 土壌汚染状況調査
 - b 施設の稼働に係る生活環境影響調査
 - (イ) 本施設の整備に関する業務
 - a 特記なき什器備品
 - b 電波障害対策工事
 - c 近隣の公共施設(明石中央体育会館、木の根学園、明石養護学校)への余剰電力供給のための自営線敷設
 - d 事業者が行う施設の設計及び施工の監理(モニタリング)
 - (ウ) 本施設の運営に関する業務
 - a ごみの収集
 - b 既存施設の運転・維持管理(焼却施設・破碎選別施設・最終処分場)
 - c 資源物、最終処分する不燃物、危険物・有害物・適正処理困難物等について、引取先や搬出業者の選定、引取先や搬出業者との連絡・調整・発送
 - d 啓発業務のうち、行政及び議員視察の受付及び対応
 - e 事業者が行う施設運営のモニタリング
 - f その他これらを実施する上で必要な業務
 - (エ) その他の業務
 - a 近隣住民対応
 - b 必要な関係官庁届出等(交付金申請など本市が行うべきもの)

(6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 本施設の整備に係る対価

本市は、事前調査等に関する業務および本施設の整備に関する業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

イ 本施設の運営に係る対価

本市は、事業者が実施する本施設の運營業務およびその他の業務に係る対価について、委託料として運営期間にわたってSPCに支払う。委託料は、消費者物価指数等に基づき、年に1回改定することができるものとする。なお、委託料は、固定料金と変動料金（ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

(7) 本市が申請を予定している交付金等について

本市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金または二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地域計画に基づく事業実施のために国が市町村に交付する交付金及び補助金）の申請を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、建設JV等は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

8 事業スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 優先交渉権者の選定 | 令和8年2月 |
| (2) 仮契約の締結 | 令和8年5月 |
| (3) 契約議案の議会への提出 | 令和8年6月 |
| (4) 事業契約の締結 | 令和8年6月 |
| (5) 本施設の整備 | 令和8年7月～令和13年3月（4年9ヶ月間） |
- ※ただし、既存計量棟、既存自己搬入用計量棟、既存便所棟及び既存洗車場（洗車場を新設する場合のみ）の解体撤去工事等の期間は、新施設の供用開始後から令和13年6月までとする場合がある。
- ※「明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事」の事業期間は令和7年7月～令和9年12月（2年6ヶ月）を予定している。なお、同解体工事業業を受託した事業者提案等を踏まえて、同解体工事業業期間を短縮する可能性がある。
- | | |
|------------|-----------------------|
| (6) 本施設の運営 | 令和13年4月～令和33年3月（20年間） |
|------------|-----------------------|

9 関係法令等の遵守

本市および事業者は、本事業を実施するにあたり、廃掃法をはじめ必要な関係法令、条例、規則および要綱等を遵守しなければならない。

第2章 民間事業者の募集および選定に関する事項

1 事業者の募集および選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性および公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集および選定は、公募型プロポーザル方式により行う予定である。

2 事業者の募集および選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

令和6年12月12日（木）	実施方針等の公表
令和6年12月12日（木） ～令和7年1月10日（金）	実施方針等に対する質問・意見の受付
令和7年2月26日（水）	実施方針等に対する質問・意見への回答の公表
令和7年4月上旬	募集公告（募集要項等の公表）
令和7年4月中旬	募集要項等に対する説明会および現地見学会
令和7年5月上旬	質問の受付（第1回）
令和7年5月下旬	質問回答の公表（第1回）
令和7年6月上旬	参加表明書、資格審査申請書類受付
令和7年6月下旬	資格審査結果の通知
令和7年7月上旬	質問の受付（第2回）
令和7年7月下旬	質問回答の公表（第2回）
令和7年9月下旬	提案書の受付
令和8年1月下旬	プレゼンテーション及びヒアリング
令和8年2月上旬	優先交渉権者の決定および公表
令和8年5月上旬	仮契約締結
令和8年7月上旬	本契約締結

(2) 実施方針及び要求水準書（案）に対する質問及び意見等

実施方針及び要求水準書（案）に対する質問および意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問および意見を、様式第1号及び様式第2号により以下のとおり受け付けを行う。また、質問および意見を提出した者に対しては個別にヒアリングを行う場合があり、その場合の日時・場所等は個別に通知する。

(ア) 受付期間：令和6年12月12日（木）～令和7年1月10日（金）午後3時

(イ) 提出方法：意見の提出方法は、原則として、添付の様式第1号及び様式第2号に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel形式)を添付し、第8章4に定める事務局に送信して提出すること。電子メールの件名には「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見」と記載すること。受信確認後、本市から受付完了メールを送信する。このメールが翌営業日まで（土日祝、年末年始12月29日から1月3日を除く）に届かない場合、提出者は電話確認を行うこと。

ア 実施方針及び要求水準書（案）に対する質問および意見への回答

提出された質問・意見に対して、次のとおり回答を行う。

回答日：令和7年2月26日（水）

回答方法：本市のホームページにおいて公表

備考：質問・意見の提出者名は公表しない。

イ 公募（募集要項等の公表）

令和7年4月上旬に募集要項、要求水準書、事業契約書（案）、優先交渉権者決

定基準および様式集を公表し、公募を行う。

ウ 募集要項等の公表以降について

募集要項等の公表以降の手続きについては、募集要項において提示する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 応募者は、設計企業、建設企業および運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとし、応募者は本市との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、焼却施設を担当する建設企業とする。
- イ 参加表明書提出以後、応募者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議のうえ、これを決定する。
- ウ 応募者の構成企業は、原則として、他の応募者の構成企業になることはできない。なお、本市が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業が事業者の業務等を支援および協力することは可能とする。
- エ 優先交渉権者は、仮契約締結時までに特別目的会社（以下「SPC」という。）を明石市内において設立するものとする。応募者の構成企業のうち、焼却施設及び資源リサイクル施設の設計・建設・運営を担当する企業については、SPCへ出資することとし、応募者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者中最大とする。

(2) 応募者の要件

応募者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験およびノウハウを有していること。
- ウ 代表企業は、明石市競争入札等参加資格者名簿に3年以上登録されていること。
- エ 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、焼却施設担当、資源リサイクル施設担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建屋を担当する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。また、建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1400点以上であること。
 - (イ) 焼却施設を担当する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。また、清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が1400点以上であること。
 - (ウ) 焼却施設を担当する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下のa~cの全ての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の全連続式焼却炉の建設実績を1件以上有すること。
 - a 直近10年間の竣工（完成）実績であること。
 - b 1炉につき100t/日以上とし、2炉構成以上であること。
 - c ボイラータービン式発電設備であること。
 - (エ) 資源リサイクル施設を担当する企業にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

- (ホ) 資源リサイクル施設を担当する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の a～b の要件に当てはまる資源リサイクル施設の建設実績を 1 件以上有すること。
 - a 施設の処理能力が、20 t / 5h 以上であること。
 - b 不燃ごみ・粗大ごみ等の破碎系列と、缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装等の資源ごみの選別系列の両方を含むもの。(全てのごみ種を備えている必要はないが、破碎系列と資源系列の両方を含むもの。)
- カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、運営企業の役割を、焼却施設担当、資源リサイクル施設担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
 - (イ) 焼却施設運営を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の a～c の全ての要件に当てはまるストーカ式焼却方式の全連続式焼却炉の 1 年以上継続した運転管理実績を 1 件以上有すること。(実績は元請けまたは PPP・PFI 事業等における受託者の構成企業であること)
 - a 直近 10 年間の運転管理実績であること。
 - b 1 炉につき 100 t / 日以上とし、2 炉構成以上であること。
 - c ボイラータービン式発電設備であること。
 - (ウ) 焼却施設運営を実施する企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有し、一般廃棄物を対象とした焼却施設の責任者の経験を有する技術者を焼却施設の試運転開始までに配置し、かつ運営開始後 3 年間以上配置できること。
 - (エ) 資源リサイクル施設運営を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物について、以下の a の要件に当てはまる資源リサイクル施設の 1 年以上継続した運転管理実績を 1 件以上有すること。(実績は元請けまたは PPP・PFI 事業等における受託者の構成企業であること)
 - a 不燃ごみ・粗大ごみ等の破碎系列と、缶・びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装等の資源ごみの選別系列の両方を含むもの。(全てのごみ種を備えている必要はないが、破碎系列と資源系列の両方を含むもの。)
 - (オ) 資源リサイクル施設運営を実施する企業にあっては、廃棄物処理施設技術管理者(破碎・リサイクル施設)の資格を有する技術者を施設の試運転開始までに配置し、かつ運営開始後 3 年間以上配置できること。

(3) 応募者の構成企業の制限

次に該当する者は、応募者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。
- イ 公告日において明石市の指名停止期間中である者。なお、公告日から契約締結までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
- エ PFI 法第 9 条の規定に該当する者
- オ 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社。また、これと資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、『当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者』若しくは『当該企業が発行

済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者』をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

カ 選定委員会の委員と資本面及び人事面において関連のある者。

キ 公告日において納期限が到来している明石市税を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していない者。

ク 公告日において納期限が到来している国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していない者。

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に応募者の構成企業が 3 (1) ~ (3) の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該応募者は失格とする。

4 審査および選定に関する事項

(1) 事業提案内容の審査

事業提案の審査は、学識経験者等で構成される選定委員会において行う。

(2) 審査の手順および方法

ア 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を応募者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「優先交渉権者決定基準」にしたがい、選定委員会において総合評価により提案書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に提言する。

ウ 審査事項

審査事項は、公募時に公表する「優先交渉権者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

本市は選定委員会の提言を受けて優先交渉権者を決定し、審査結果を公表する。

第 3 章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備および運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクおよび本市と事業者の責任分担は、原則として別紙 3 に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約に定めるものとする。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の整備および運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、事業契約に定める。

第4章 公共施設等の立地ならびに規模および配置に関する事項

1 計画地に関する事項

(1) 本施設

建設予定地	兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地ほか
敷地面積	約 25.32ha (うち施設配置範囲は約 1.477ha)
区域区分	都市計画区域内・市街化調整区域
用途地域	指定なし
容積率	200%以下
建ぺい率	60%以下

第5章 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令および事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

- 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
 - (2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
 - (3) 前2号の規定により本市が事業契約を解除した場合・改善勧告した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合
 - (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。
 - (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。
- 3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合
不可抗力その他本市または事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市および事業者は、事業継続の可否について協議する。
 - (1) 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、工事（設計・施工）請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
 - (2) 運営期間においては、本市および事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。
- 4 その他
その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第7章 法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援に関する事項

1 法制上および税制上の措置に関する事項

本市は、P F I法に規定する法制上および税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上および税制上の措置ならびに財政上および金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、受けることができるよう努める。

第8章 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、事業契約については、令和8年6月開会（予定）の市議会定例会における議決により締結する予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

明石市環境産業局環境室資源循環課
新ごみ処理施設建設準備担当

住 所 〒674-0053 明石市大久保町松陰 1131
電 話 078-918-5788
F A X 078-918-5793
E-mail newacc-constr@city.akashi.lg.jp

様式第1号 実施方針に対する質問および意見書

令和 年 月 日

明石市長 様

実施方針に対する質問及び意見

会社名 :
所在地 :
担当者名 :
所属 :
TEL :
FAX :
E-mail :

事業名：明石市新ごみ処理施設整備・運営事業

■実施方針に関する質問

N0	資料名	頁	項目	質問の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

■実施方針に関する意見

N0	資料名	頁	項目	意見の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

様式第2号 要求水準書（案）に対する質問および意見書

令和 年 月 日

明石市長 様

要求水準書（案）に対する質問及び意見

会社名 :
所在地 :
担当者名 :
所属 :
TEL :
FAX :
E-mail :

事業名：明石市新ごみ処理施設整備・運営事業

■要求水準書（案）に関する質問

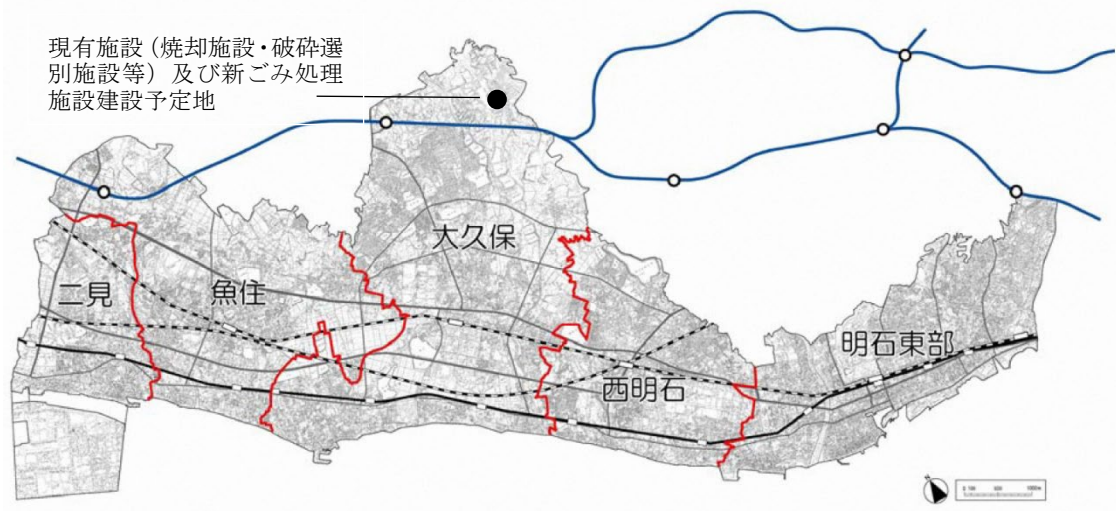
NO	資料名	頁	項目	質問の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

■要求水準書（案）に関する意見

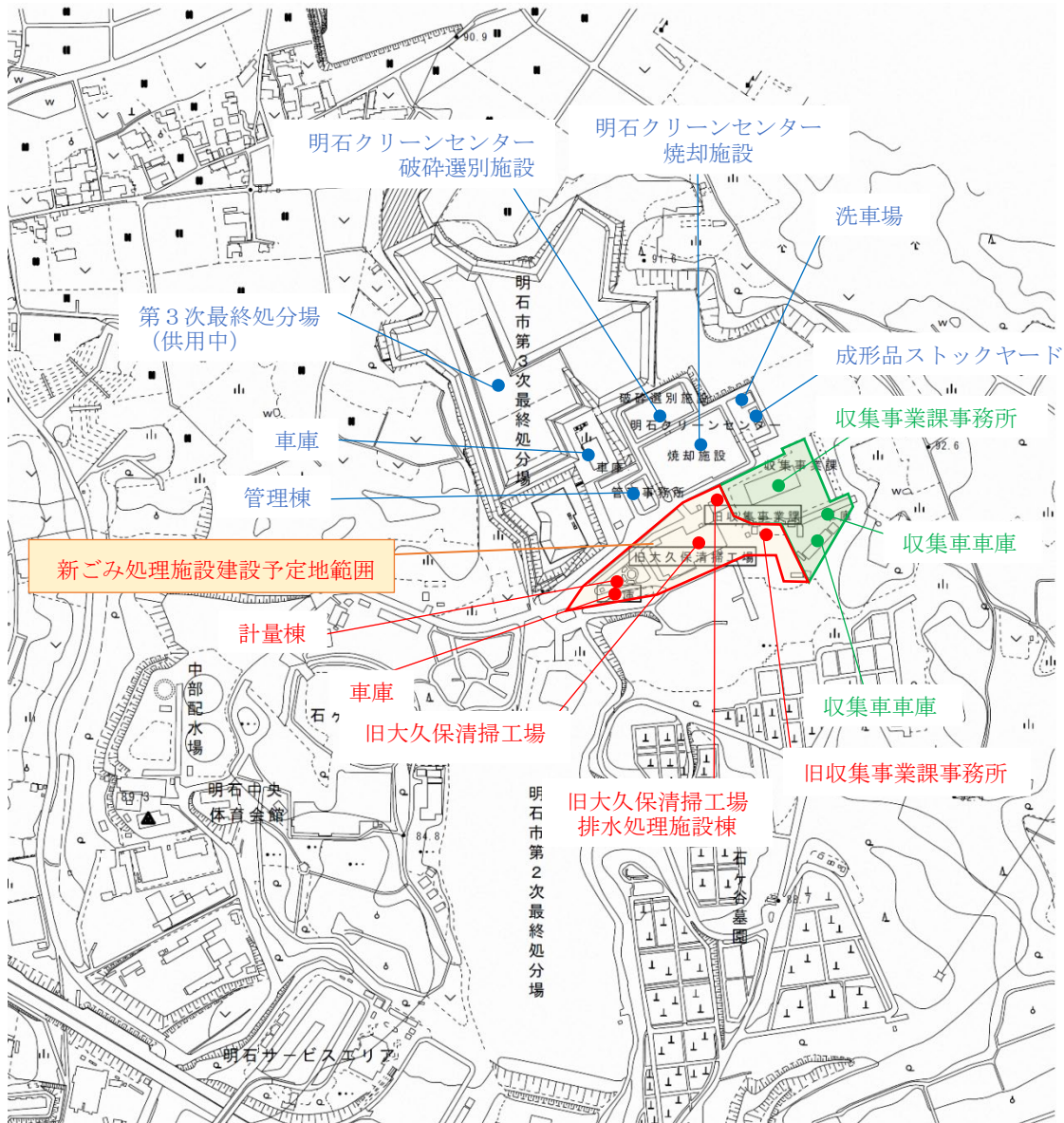
NO	資料名	頁	項目	意見の内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

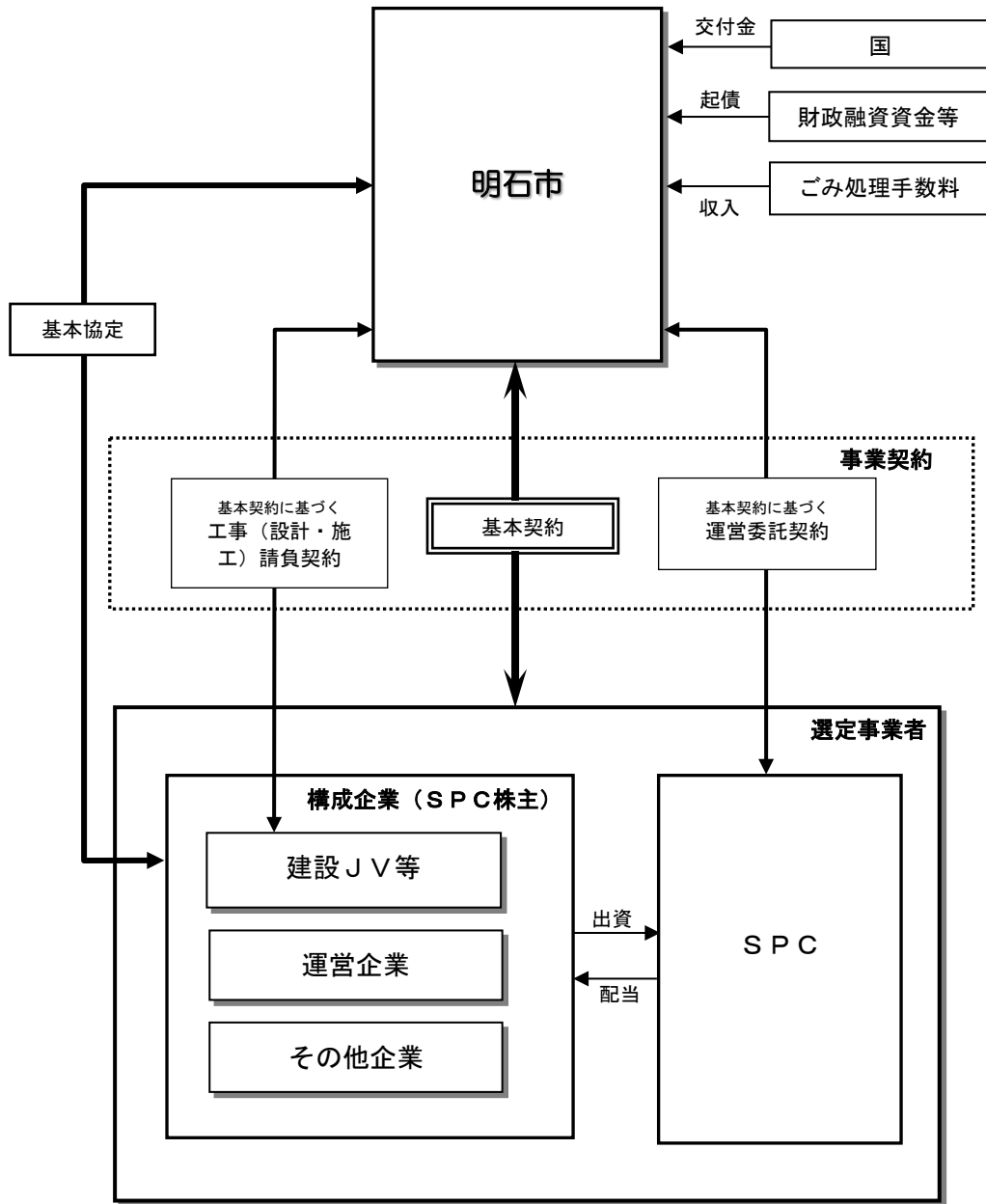
別紙1 計画地案内図



■明石クリーンセンターの配置



別紙2 事業スキーム図



※構成企業の一部は、SPCに出資しないことも認める

別紙3 予想されるリスクおよび本市と事業者のリスク分担表

(○：主分担 △：従分担)

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	入札図書リスク	入札説明書、要求水準等の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○		
	応募費用リスク	応募費用に関するもの		○	
	契約締結リスク	議会を含む本市の事由により契約が結べない等※1 事業者の事由により契約が結べない等※1	△	△	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○		
	制度関連	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令の変更等	○	
			上記以外の法令の変更等		○
		税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等 上記以外の税制度の変更等	○	○
	許認可リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○	
		本市が実施する許認可取得の遅延に関するもの	○	△	
	交付金リスク	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない又は交付遅延等		○	
		上記以外のもの	○		
	社会	近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
			上記以外のもの		○
		第三者賠償リスク	事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害 上記以外のもの	○	○
	環境保全リスク	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等による周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合等		○	
	物価変動リスク	施設整備費についてのインフレ・デフレ※2	○	△	
		委託料についてのインフレ・デフレ※2	○	△	
	事業の中止・遅延に関するリスク	本市の指示、債務不履行によるもの 事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの	○	○	
不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等※3	○	△		
設計段階	設計変更	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○		
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○	
	測量・地質調査の誤りリスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの 事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	○	
建設着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○			
	上記以外の要因によるもの		○		
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延によるもの	○		
		上記以外の要因によるもの		○	
一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○		
性能リスク	要求水準の不適合（施工不良を含む）		○		
維持管理・運営段階	ごみ質の変動	搬入されるごみ等の質の変動によるコスト負担の変動※4	○	△	
	ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動※5	○	△	
	不適物混入リスク	搬入されるごみ等に不適物が混入していた場合のコスト増大（事業者の善良なる管理者の注意義務をもって排除できない場合）	○		
		事業者の善管注意義務違反の場合		○	
	性能リスク	要求水準の不適合		○	
	契約不適合リスク	維持管理・運営期間中における施設かしに関するもの		○	
	施設の性能確保	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○	
施設損傷	事故・火災等による修復等にかかるコスト増大		○		
	施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの ごみ収集車・搬入車に起因するもの	○	○		

※1 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

※2 建設期間中、維持管理・運営期間中とも、予め定めた物価変動指標から一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

※4 搬入されるごみ等の質の変動は、計画ごみ質の範囲内の変動は事業者負担とし、計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議とする。

※5 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者の協議とする。

明石市新ごみ処理施設整備・運営事業に係る 生活環境影響調査書の概要

■ 事業の目的

明石市のごみ処理施設である「明石クリーンセンター」は、平成11年4月の稼働開始から25年以上が経過し、経年に伴う老朽化が進んでいる状況にあることから、適切なごみ処理の継続を行うため、**明石クリーンセンター敷地内において建て替えを行う予定です。**

本事業は、明石市にて発生する一般廃棄物を適正に処理・処分するために、環境保全に留意した新施設を整備するとともに、**十分な環境保全対策を講じ、周辺地域の衛生的で快適な生活環境を確保することを目的とします。**

本調査書は、新施設の整備に先立って、周辺地域の生活環境への影響の予測及び分析を行った**生活環境に及ぼす影響についての調査（生活環境影響調査）**の結果を示すものです。

■ 施設整備計画の概要

項目		焼却施設		資源リサイクル施設	
焼却方式		ストーカ式焼却方式		—	
施設規模		276 t/日(138t/24h×2炉) ※災害廃棄物の処理量を含む。		破砕選別系統：25t/5h 資源化選別系統：30t/5h	
煙突高		59 m		—	
排ガス 諸元 又は 処理 対象	排ガス量（湿り）	72,000	m ³ N/h	処理対象： 缶・びん・ペットボトル、 プラスチック類、燃やせないごみ、 粗大ごみ、不燃系一斉清掃ごみ、 災害廃棄物	
	排ガス量（湯き）	56,000	m ³ N/h		
	排ガス温度	140	℃		
	硫黄酸化物	20	ppm以下		
	窒素酸化物	50	ppm以下		
	ばいじん	0.01	g/m ³ N以下		
	塩化水素	30	ppm 以下		
	ダイオキシン類	0.1	ng-TEQ/m ³ N以下		
	水銀	30	μg/m ³ N以下		
余熱利用		発電及び場内利用（給湯等）		—	
公害防止設備		排ガス処理設備 等		集じん設備 等	
給水計画		上水及び地下水を使用する。		上水及び地下水を使用する。	
排水計画		下水道放流を行う。		下水道放流を行う。	

注）本計画は「明石市新ごみ処理施設整備基本計画」（令和5年3月、明石市）及びプラントメーカーの資料等を参考に、生活環境影響調査の実施に際して検討した内容であり、今後の施設計画により変更となる可能性があります。

■ 公害防止基準

項目	公害防止基準
大気汚染	煙突排ガスについて、大気汚染防止法等に基づく基準値及び自主基準値を遵守
水質	下水道への放流水について、下水道法・明石市下水道条例に基づく基準値及び自主基準値を遵守
騒音	敷地境界線上で、騒音規制法に基づく基準値及び自主基準値を遵守
振動	敷地境界線上で、振動規制法に基づく基準値を遵守
悪臭	敷地境界線上で、悪臭防止法に基づく基準値及び自主基準値を遵守

■ 生活環境影響調査項目

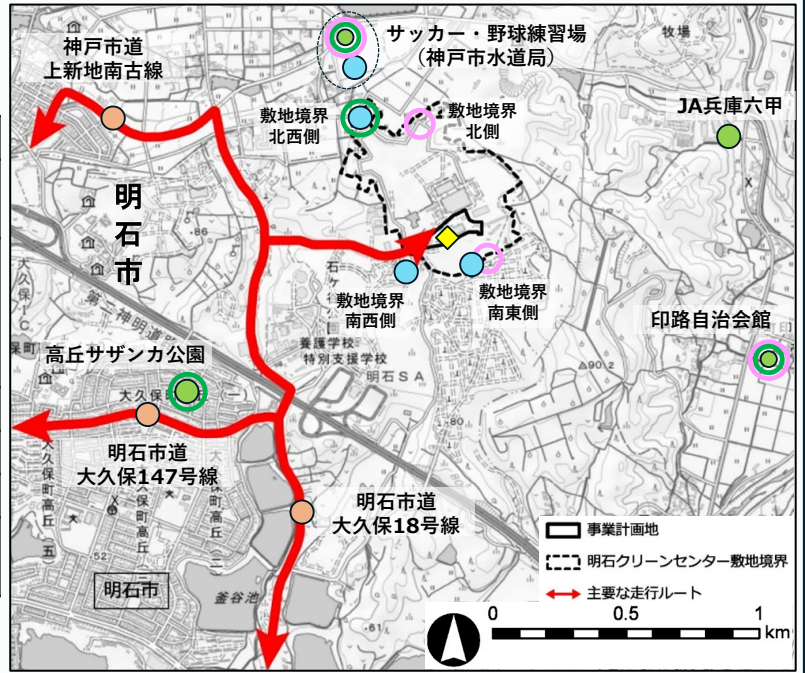
影響要因		調査項目				影響要因		調査項目			
		大気質	騒音	振動	悪臭			大気質	騒音	振動	悪臭
焼却施設	煙突排ガスの排出	●			●	リサイクル施設	施設の稼働	●	●	●	
	施設の稼働		●	●			施設からの悪臭の漏洩				●
	施設からの悪臭の漏洩				●		廃棄物運搬車両の走行	●	●	●	
	廃棄物運搬車両の走行	●	●	●							

■ 現地調査地点

敷地境界及び周辺地区で、環境の現況を把握するための調査を実施しました。

区分	凡例	項目	調査期間
一般環境	◆	地上気象・上層気象	H30年12月～R元年11月
	●	大気質①注	H31年1月(冬季)・4月(春季) R元年7月(夏季)・10月(秋季)
	○	大気質②注	
	●	騒音・振動	H31年1月
	○	悪臭	R元年8月
沿道環境	○	大気質③注	H31年1月
	○	騒音・振動・交通量	R6年5月

注) 大気質①：二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀
 大気質②：粉じん
 大気質③：二酸化窒素、浮遊粒子状物質



注) 国土地理院発行の電子地形図(タイル)を使用し、情報を追記しています。

■ 現地調査結果及び予測結果(騒音・振動)

【施設の稼働に伴う騒音・振動】

予測の結果、敷地境界及び周辺地域において環境保全目標値を満足しました。

地点	時間区分	騒音レベル(dB)			時間区分	振動レベル(dB)		
		現地調査結果注1)	予測結果注1)	環境保全目標値注2)		現地調査結果注1)	予測結果注1)	環境保全目標値注3)
敷地境界	朝(6-8時)	45	38	45	昼間(8-19時)	37	55	60
	昼間(8-18時)	51	41	60				
	夕(18-22時)	42	38	45				
	夜間(22-翌6時)	40	38	40				
周辺地域	昼間(6-22時)	49	49	55	昼間(8-19時)	< 25	< 25	55
	夜間(22-翌6時)	45	45	45	夜間(19-翌8時)	< 25	< 25	55

注1) 敷地境界は、敷地境界上の最大値(現地調査結果は調査地点の最大値)、周辺地域は、サッカー・野球練習場の値を示します。
 注2) 敷地境界は騒音規制法に規定する基準値及び自主基準値を、周辺地域は環境基本法により定められた環境基準値を示します。
 注3) 敷地境界は振動規制法に規定する基準値を、周辺地域は「振動感覚閾値」(人が振動を感じ始める値)を示します。
 注4) 「<」は定量下限値未満であることを示します。

【廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音・振動】

騒音は全地点が現況で環境基準値を超過していたことを踏まえ、「現況の騒音レベルを悪化させないこと」を生活環境保全上の目標としました。予測の結果、いずれの地点も現況から悪化しないことから、環境保全目標を満足すると評価しました。

振動については、予測の結果、全ての地点において環境保全目標値を満足しました。

地点	時間区分	騒音レベル(dB)			時間区分	振動レベル(dB)		
		現地調査結果	予測結果	環境保全目標値注1)		現地調査結果	予測結果	環境保全目標値注2)
明石市道 大久保147号線	昼間 (6-22時)	61	61	61 (60) [70]	昼間 (8-19時)	30	31	65
明石市道 大久保18号線	昼間 (6-22時)	67	67	67 (65) [75]	昼間 (8-19時)	42	42	70
神戸市道 上新地南古線	昼間 (6-22時)	66	66	66 (65) [75]	昼間 (8-19時)	30	31	65

注1) 括弧書きのない値は現地調査結果、()は環境基本法により定められた環境基準値、[]は騒音規制法に基づく要請限度値を示します。
 注2) 振動規制法に基づく要請限度値を示します。

■ 現地調査結果及び予測結果（大気質）

【煙突排ガスの排出に伴う大気質】

予測の結果、全ての項目・地点において環境保全目標値を満足しました。

項目	現地調査結果 ^{注1)}		予測結果		環境保全目標値 ^{注4)}	
	調査期間 平均値	1時間値の 最高値	長期 ^{注1・2)}	短期 ^{注3)}	長期	短期
二酸化硫黄 (ppm)	0.002	0.011	0.005	0.021	0.04以下	0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.012	0.046	0.027	0.062	0.04～ 0.06以下	0.1～0.2 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.020	0.098	0.047	0.103	0.10以下	0.20以下
塩化水素 (ppm)	< 0.001	—	0.001	0.015	0.02以下	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.020	—	0.020	0.082	0.6以下	
水銀 (μg/m ³)	< 0.004	—	0.004	0.018	0.04以下	

注1) 現地調査結果は各調査地点の最大値、予測結果は最大着地濃度地点の値を示します。

注2) 二酸化窒素は日平均値の年間98%値を、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間2%除外値を、それ以外の項目は年平均値を示します。

注3) 予測結果が最大となった「上層逆転層発生時」の1時間値の予測結果を示します。

注4) 環境基本法等により定められた環境基準値や指針値等を示します。

注5) 「<」は定量下限値未満であることを示します。

【廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質】

予測の結果、全ての項目・地点において環境保全目標値を満足しました。

項目	地点	現地調査結果 ^{注1)}	予測結果 ^{注2)}	環境保全目標値 ^{注3)}
二酸化窒素 (ppm)	明石市道 大久保147号線	0.017	0.023	0.04～0.06又は それ以下
	明石市道 大久保18号線	0.018	0.024	
	神戸市道 上新地南古線	0.015	0.023	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	明石市道 大久保147号線	0.018	0.045	0.10 以下
	明石市道 大久保18号線	0.017	0.045	
	神戸市道 上新地南古線	0.018	0.045	

注1) 沿道環境の現地調査結果（調査期間平均値）を示します。

注2) 二酸化窒素は日平均値の年間98%値を、浮遊粒子状物質は日平均値の年間2%除外値を示します。

注3) 環境基本法により定められた環境基準値を示します。

【資源リサイクル施設の稼働に伴う粉じんの影響】

既存の破碎選別施設稼働時の粉じんに係る調査結果（下表）は、敷地境界及びその周辺において概ね同程度の値となっていることから、**現有施設の稼働による影響は生じていないと考えられます。**

また、今後整備する資源リサイクル施設は、現有施設と同様の構造とする計画であり、大気中に粉じんが飛散することはなく、発生した粉じんは適切に処理した上で搬出します。以上より、**影響は極めて小さいと予測**されます。

調査地点		調査結果（期間平均値） (mg/m ³)
敷地境界北西側		0.017
事業計画地 周辺	高丘サザンカ公園	0.016
	サッカー・野球練習場(神戸市水道局)	0.015
	印路自治会館	0.017

■ 現地調査結果及び予測結果（悪臭）

【煙突排ガスの排出及び施設休止時の排気に伴う悪臭】

焼却施設稼働時の煙突排ガスの排出に伴う最大着地濃度地点の臭気指数は10未満になると予測され、環境保全目標値※を満足しました。また、臭気強度は2.5未満となり、臭気強度を基に特定悪臭物質濃度を予測した結果、全ての物質について環境保全目標値※を満足しました。

また、焼却施設及び資源リサイクル施設休止時の排気に伴う悪臭についても、同様の予測結果が得られ、環境保全目標値※を満足しました。

【施設からの悪臭の漏洩】

現有施設稼働時に実施した悪臭の調査結果は、環境保全目標値※を満足しました。また、計画施設は現有施設と同等の悪臭に係る環境保全措置を講じることから影響は極めて小さいと考えられます。

※環境保全目標値は、悪臭防止法に基づく規制基準値（明石市は特定悪臭物質濃度、神戸市は臭気指数による規制）及び自主基準値を適用しました。

■ 環境保全措置

事業の実施による影響を回避又は低減するため、以下に示す環境保全措置を実施します。

項目	影響要因	環境保全措置
大気質	煙突排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none">最新の排ガス処理設備を採用し、法規制値より厳しい自主基準を厳守焼却炉内の適切な燃焼管理を実施し、排ガス量と大気汚染物質の発生を抑制排ガス濃度や運転管理状況の常時監視及び適切な情報提供
大気質 ・ 騒音 ・ 振動	廃棄物運搬車両の走行	<ul style="list-style-type: none">車両の維持管理を徹底し、車両から発生する排ガス・騒音・振動を抑制排ガス性能に優れた車両の導入運搬事業者への指導（例：エコドライブの推進）
	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none">集じんダクト・集じん装置・バグフィルタを用いた粉じんの適切な処理施設内での散水の実施による粉じん発生の抑制機器カバーによる粉じん飛散の低減騒音・振動が特に大きな機器類については必要な対策を実施（発生機器設置場所の区画化・吸音材の使用等）定期的な設備機器等の点検を行い、適切な維持管理を実施
悪臭	煙突排ガス等の排出、施設からの漏洩	<ul style="list-style-type: none">ごみピット内の空気を燃焼用空気として使用し、悪臭の高温分解を実施ごみピットを負圧に保つことによる外部への悪臭漏洩の防止脱臭装置の設置による、運転停止時の悪臭漏洩防止及び発生量低減悪臭の状況の測定及び適切な情報提供

■ おわりに

明石市では、生活環境影響調査の結果等を踏まえ、安全・安心で周辺環境に配慮した施設を目指し、施設整備を進めていきます。

皆様のご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

----- お問い合わせ先 -----

明石市環境産業局 環境室 資源循環課
〒674-0053 明石市大久保町松陰1131
電話：078-918-5788 FAX：078-918-5793